



特240
369

日本皇政會講演集

第一輯

343
152



始



特 240
369

綱 要

- 一本會ハ大日本建國ノ皇謨ニ基キ 天皇親政ノ大義ヲ宣昭ス
- 一本會ハ 天皇政治ノ天則ニ悖ル不良分子一切ノ掃拂ヲ期ス
- 一本會ハ 天皇意志并國體觀念ヲ明徴ニシ民心ノ統一ヲ期ス

日 本 皇 政 會

日本皇政會
ヲ
精
神
ヲ
助

本會は天皇の御意を

心より奉り

奉りて

皇の御意を

身は奉りて

神宮と國體

神宮奉齊會長 今 泉 定 助



神宮の式年御遷宮の事に就きましては新聞にも大分詳しく連載せられ、又神宮の方からもパンフレットなどを出しまして、要所々々に配られて居りますので、大抵の事は皆さんも御承知でゐられる事と考へます。新聞に書いたり、或はパンフレットなどに書いてあります事は、私が申上げる必要がない、誰でも御承知の事と思ひますから、さう云ふ事は成るべく避けまして、新聞やパンフレットに書いてないやうな事をお話申上げて見たいと思ひます。

抑々伊勢神宮は、内宮に天照大御神を祀り奉り、外宮には豊受大神を祀り奉ることは、小學校の生徒も知つて居る處なれども、然らば何故に別々の神を祀りたる處であるのに、内宮外宮といへるかと同へば、大抵は答ふことが六つかしい。凡そ一の宮二の宮といつたり、上の宮下の宮と申したりするのは、御父子の御祭神か、或は御夫婦の御間がらなどの關係から申すのである。内宮と外

宮とはさる御關係は更にない、然るに内外を以て唱へ奉るは、いかなる譯かといふに、此の事に關しては本居翁が古事記傳に「外宮は師（眞淵翁）の祝詞考に萬葉集なるトツミヤの例を引いて、其は常の大宮の外に、別に建て置かれて、行幸ある宮をいふなれば、即ち天皇の宮にして、別に主あることなし。然れば此の伊勢の外宮も、五十鈴の宮の外宮にして、たゞ天照大御神の宮なりといはれたるは、昔より比なき考にして、眞に然ることなり。然れば元來ありし天照大御神の外宮に、豊受大神を鎮め祭れるなり」といはれたるに依つて明らか知らるゝであらう。そうして内宮は垂仁天皇の二十五年（紀元六百五十六年）に始めて大和の笠籠邑より今の處に御鎮座に相成り、外宮の豊受大神は夫れから凡そ五百年を経て、雄略天皇の朝に丹波國比治の眞奈井より今の處に御遷坐に成つたのである。

式年遷宮また正遷宮といふ。式年とは二十年と定まつたる其の年期をいふのである。其の二十年目に一度、神殿を造り替し、神座を奉遷するのであります。式年の定まらざる以前は、年數に拘らず朽ち損ずれば其の時に造り替へられたるものと推測せられる。式年の起原は記録に見えて居るのは天武天皇の御誓願によつて、持統天皇の御代より行はれ來たのであります。世の盛衰に依つて、多

少の變遷の有つたことは、固より當然の事ではありますが、先づは大體連續して、今回は第五十八回の式年遷宮に相當するのであります。大凡そ二十年程度にして修繕を要するが、日本建築の普通の例である。土臺や柱は二十年には腐朽の事はないけれども、おもに堂齋の屋根が破損するものであるといふ。修繕をせずして、全く新しく作り替へらるゝが、伊勢神宮の特例である。而して此の式年遷宮も始めは内宮まづ御造營あつて、二年の後に外宮の御造營になる御定めでありましたが、外宮は永享六年に至り、内宮は寛正三年に至り、正遷宮の有つた後、終に式年の制、中絶しまして、其の後永祿天正中再興ありし以來、兩宮とも常に同年に式を擧げらるゝ事になつたのである。

伊勢神宮の御神體は八咫の御鏡であると云ふことは、小學校の生徒でも能く知つて居ります。所が其處に誰でも知つて居る事でありながら誰も分らぬ事があるのであります。あの御鏡は天照大御神が皇孫にお授けになつた所のもので、其時の神勅に「此の鏡を見ること尙我を見るが如くせよ牀を共にし殿を同うして以て齋の鏡となすべし」斯う仰せられた。是も小學校の修身書や、國史にも書いてありますから、子供でも能く知つて居ることでありませぬ。所がそれを教ふる堂々たる國史の先生は「同牀共殿」と云ふ事を教ふるだけで、それ以上の事は分らぬ。此の鏡を見る事我を見るが

如くせよと天照大御神が仰せになつた。さうして同牀共殿で十代の崇神天皇までおらつした、斯う教ふる、習ふ方の學生もそれだけは習ふ。所が教ふる方の先生もそれ以上は知らない。そんな事でどうして日本の國體が説けましようか、神宮の神宮たる所以はどうして何處から出て來るのであるか。此の鏡を見る事我を見るが如くせよと天照大御神が仰せられたと云ふ事でありませうから、鏡即ち天照大御神でゐらせられると云ふことは誰でも知つて居る。所謂御鏡を自分と思つて守り給ふやうにと仰せられた、それは何の爲めであるかと云ふと、はやく北畠親房卿の神皇正統記などにも説いて居ります通り、鏡と云ふものは一點の私を著へないものである。こちらが汚い身體を持つて行つて映せば汚く映り、眞直ぐな身體を持つて行つて映せば眞直ぐに映る、美醜曲直一點の私なく其の儘を映すものであるから鏡は至公至明なものである。取りも直さず神の心、大自然の心である。此の一點私のない鏡を見る事我を見るが如くせよ、斯ういふ御訓戒の意を寓せられたものであると云ふことは世の中の人も知つて居るのであります。所が同牀共殿と云ふことになるとちつとも力が這入つてゐない、唯第十代の崇神天皇の時まで凡そ五百年ばかりの間、同牀共殿でゐらつしたと教ふるばかりである。それでは日本の歴史は説けない、日本の國體など、云ふことは何處からも出て

來ない、然らば同牀共殿と云ふことにどんな意味があるか、斯う考へた時之を實行に移して考へれば非常に明白になるのである。第十代の崇神天皇に至るまでの歴代の天皇は此の神勅に對して同牀共殿の御實行を爲されたのでありますから、其の御實行を爲された天皇の御精神、御姿勢、それを深く考へた時に、私共はどう云ふ考が起るでありませう。天照大御神の御延長たる御鏡に向つて、なま優しい心持でどうして御對座が出來ませうか。朝から晩まで歴代の天皇は大照大御神と御對座である、吾々は神官であるが、祭祀のために、神の前に僅か一時間位仕へてさへ心身共に疲れる、所が歴代の天皇は朝から晩まで天照大御神と御對座遊ばされる。其の天皇の御態度は如何なる有様であつたか、之を輕々に看過して日本の國體が解けるものでない、日本の國體は決して偶然ではないのであります。天壤無窮であり皇統一系である。斯の如き偉大なる外觀を現はすと云ふことも、偉大なる内容があるからである。その内容を説かずに唯、從來の國體論は天壤無窮であるから萬國無比である、皇統一系なるが故に萬國に卓絶して居ると云つて結果のみを説いて其原因を説かぬのであります。即ち同牀共殿の天皇の御姿、御精神、之を吾々が考へました時に、實に恐懼に堪へない。お互吾々に致しまして、天皇陛下に咫尺したと考へたらどうでありませう。天皇の御前であるか

ら身動きも出来ない、又身體が身動きが出来ないばかりでない、精神も其の通りに緊張することは申すまでもない。即ち歴代の天皇が天照大御神と朝から晩まで御對座でゐらせられたのである、恐らく古今東西どんな宗教家も斯の如き嚴肅なる戒律を守らなければならぬと云ふ宗教家はありますまい。況んや一國の君主とか大統領とか云ふ人に斯の如き森嚴なる戒律の下に國家の政治を視ると云ふ事が何處の國家にありませう、即ち天照大御神と御對座で朝から晩まで天皇は神の心になり、一點の私を持たず、さうして國民に臨ませられたのであります。其の政治がどう云ふものであつたかと云ふことは申す迄もなく同牀共殿であつたと云ふことを考へましたならば、其の政治の立派なものであつたと云ふことは思ひ中ばに過ぎる筈であります。神と語り、神と行ひ、いはゆる神人合一。さうして其の現はれたものが政治となつて行はれたのでありますから、政治は即ち大自然其の儘の思召をを流露したものであります。

日本の國體には斯の如き雄大なる淵源、發祥を持つて居りますから明治天皇が憲法を御制定になりましたも新案、創始、初めて御拵へになつた條文と云ふものは一つもない。明治の時代に出來た憲法には違ひないのでありますが、其の憲法の條項は悉く皇祖皇宗の御遺訓を紹述せられたに過ぎ

ないと云ふことは、明治天皇の御詔勅に依つて明かなる事である、西洋各國の憲法を參酌して、御制定になりました日本の憲法が皇祖皇宗の御遺訓と少しも違はぬものが出來たと云ふ點に於ても、日本の國體の只ならぬものであると云ふことは想像せらるゝではありますまいか。それを眞の國體の淵源を説くことを知らないから、難波大助が現はれて以來、共產主義を稱ふる連中は何時でも其の第一項に、皇室に對して國民に絶對の服従を強ふるは、特權階級の人間共が自個を保護する便宜上ソナ事をいふのであつて、之を科學的に考へた時には一文の値打もないものであると何時でも彼等はいふのである。難波大助も死刑に處せられるまで其の事だけは理解せず終つたと傳へられて居る。それは儘に從來の國體論の不完全なるが爲に、彼等を説服することが出來ないのである。彼等と雖も眞に我が國體を知り、天皇は神人合一の境地に御進みになつて、所謂大自然其のままの御思召から一視同仁を以て君臨せらるゝことを知らば、かゝる不平をいふものではなからう、彼等もまさか大自然に向つて不平はなからう、吾々に空氣などを與えられてはいやであるとは言ふまい、太陽の光線を斯う澤山送つては困る、溫度も斯んなに送られては嫌だと云ふ事は彼等も言はぬであらう。日本の國體を本當に知らないから彼等は皇室に對して彼此れ云々するのであります。

又説く人も同牀共殿と云ふやうな事をハッキリ説明しない、唯、崇神天皇までは御鏡と一緒にお出でになつたと云ふだけで、天皇の御實行に移つて其の御行事を考へると云ふことは少しも知らぬ、今日の學問の缺點は其處にある、唯書いてあるだけの皮相な所を見て其の奥意を究むることを知らない、是は實行に移して初めて意義が明かになる、こゝまで行かなければほん當の考證ではない、只うはつらの意義を解して、眞意を解せなければ、それは何の考證でありませう。歴代の天皇が同牀共殿の御實行を爲されたと云ふことを考へる時に、初めて吾々に國體の淵源が分つて来る、神と御對座。所謂神人合一。其の天皇の御精神から出發する政治、是は國民に悪い筈はない、果せるかな其の出て来るものは悉く自然の流露、大公無私である。西洋諸國のやうに國民の方からは民本主義を主張し、君主の方からは君本主義を主張して、互に自己の利益のみを謀り、僅かに法律で協調してどうか斯うか維持して居ると云ふ軟弱なものとは全く天地雲泥の差があるのである。我が國に於ては皇室の方からは民本主義を唱へられ、「民は國の本なり」「民の富は朕の富なり」と、何時も民本主義であつて、國民の方からは何時も君本主義で行くのである。テンデ外國の様子と日本の様子とは反對であります。又神と御同座で朝から晩までゐらせられる天皇であるから、實際に於て天

皇の事を明津神アキツノカミと云ひ或は現人神アラヒトノカミと云ふ、共に敬稱や形容詞ではない、實際人格を超越して神格化されて居るから、かく申すのである。天皇の同牀共殿の御行事や大嘗祭の眞精神が分らずして國體を説くから、明津神とか現人神とか天皇を申すのも、唯形容詞であり、敬稱であると思つて居るのである。同牀共殿の御行事があつて、初めて明津神となり現人神たられるのであります。同牀共殿の事は詳細の謹解するには、大嘗祭の事にも涉らなければなりません。今日は其の時間がありませぬ。それ故此の邊で止めまして、更に神宮の御神徳の一端を申し述べて見ませう。

天照大御神は實に皇室の大祖にましまして、歴朝の崇奉、諸神社の比でないのである。往時は皇女を以て齋宮と爲して、其の祭祀に奉侍せしめられしが、今は皇族を以て祭主とせられて居る。而して神宮に對し奉りては、古來品位の階なく、一宮の稱なく、名神の祭り預り給はず、今日もなほ橿原神宮も、明治神宮も、熱田神宮も、皆官幣大社として、朝廷から御崇敬になつて居るけれども、伊勢神宮ばかりは、官幣大社でもありません。往古から今日まで、かく御社格もなければ、御位をおくられた事もない、それはどういふ譯であるか、其の神徳あまりに尊くして、加ふべきことなく諸神と伍し給はざるが故である。古語拾遺に「惟祖惟宗尊きこと二つなし」とあるも同じ意である。

誠に大御神は、天地を創造せられた、天御中主神の神徳も、國土を經營せられた、御父母の諸母二神の神徳をも、綜合統一遊ばされたる、唯一絶對の神であらせらるゝのである。そうして皇室の大祖であらせらるゝと共に、吾々國民の大祖にましますのである。かしこけれども、皇室と國民とは共同祖先にして、皇室の祖先祭は、又國民の祖先祭である。皇室の私的の祭祀にあらずして、國家的であり、公的である。而してまた二十年ごとに、式年御選官を行はれたといふことなども、實に今日から考へまして、何とも言へない所謂神慮であらうと思ふ。それはどう云ふ譯であるかと申しますと、各民族間に於て一番初めに團結するものは血統である、是は何處の歴史家も皆さう申して居る。まだ開けない時代には民族の固まりは血統である。例へば同じ兩親の膝下に育てられた兄弟或は叔姪さう云ふものは同じ所で寢臥し、同じ所で衣食して居るのでありますから、是が仲好く暮すのは當然の事である。一緒に獵に行き、一緒に敵に當り、一緒に食物を漁ると云ふやうに初めは其の血族だけが固まつて居たのである。若し其の中の一人が敵に殺されたとか、ひどい目に遭つたと云ふことがあれば血族が團結して、其の敵に當つた。是は何處の民族も其の通りである、所がそれが初代に於ては其の關係が濃厚であるが、兄弟より、兄弟の子となり、三代目、四代目となり、

段々離れる程血縁が遠くなる。而も同じ所にばかり居れない、離れた所で生活をするると云ふ事になつて参りますから離れる程縁が薄くなる、さうなれば團結力も次第に薄くなる、從て敵に當る力も弱くなつて来る、之を固めるのに一番結構なものは祖先祭よりよいものはない。常には分散隔離して居るものも先祖のお祭をして集つて見ると、あれは平生親類であるかどうか忘れてゐたが、成程あれは祖父の何に當る、祖母の何に當ると云ふことで、矢張り親族縁者と云ふ記憶を新たにして来る、さうすると他人ではない心持が兩方から起つて、そこに團結の力を増して来る、是が何處の民族でも人情の自然の發露である。所が日本民族は、皇室を一番の大きな御本家と斯う申して居る。歴史の事實から見ても、言語の方面から考へても、容易に其事柄が説明出来るが、先づ言語の上から申して見ましよう。大家「おほやけ」と申します。支那の字で「公」の字を當てたのはハツキツ當らない。支那では「私」と云ふ事の反對と云ふので「公」と書くのであるが「公」の字の「八」は背くと云ふ字である。又下の「ム」の字は「私」と云ふ字の古字である、後に禾を付けたのである。だから私に背くのを「公」と云ふのであつて、日本語の「おほやけ」と云ふ事の本當の意味には當らない、斯う云ふ風で、ハツキツ當つてゐない漢譯が澤山ある。今の西洋語を翻譯してもハツ

キリ當らないと同じであります。それで朝廷の事を「大家」^{オホヤケ}と申し吾々の事を「家ツ子」^{ヤツコ}と申します。此の「家ツ子」の「ツ」は「ノ」と同じ詞である。例へば天ツ神、國ツ神の「ツ」は「ノ」の意である、だから「家ツ子」は「家ノ子」である。朝廷は「大家」で吾々は其の分家分孫である。家ツ子即ち家ノ子である、後世「家ノ子郎黨」などと申すやうになつたが、昔は「家ツ子」である唯、支那の奴隸の「奴」の字を當てたから嫌な氣持がするが、此の奴の字の意味ではない、言葉の上から考へましても朝廷は大きな家である、吾々は其の家の子である、分家であり分孫である、斯う云ふ事は言葉の上からも能く證明して居る、又日本の歴史、史實から推して考へましても其の通りである。朝廷は大本家であり、吾々は恐れ多いことであるけれども其の支流末流であり、分家分孫である。是は日本の歴史全體がそれを證明して居り、又誰も其氣分を持つて居る。皇室と國民と共同祖先であることは事實であるから、幾千年經過しても、國民に其の氣分の存在することは、固より當然の事ではありますが、前に申した二十年毎に、式年御遷宮を行はれて、偶然にもますます皇室と國民との同祖同系の記憶を何時までも新にすることの出来る、歴史を今日までのこされたといふ事を忘れてはならない事柄であらうと思ふ。

天照大御神が天皇の御祖先であると同時に又幾代經つた天皇も天照大御神の御延長であると云ふ事は、憲法學者も歴史家も皆さう云ふ、百二十何代經つた今上陛下も矢張り天照大御神の御延長でゐらせられる、是は誰も疑はない。それと同時に國民も亦天照大御神は吾々の一番の御本家である大本である。斯う思つて居る。何處の國家に皇室の御祖先が國民の祖先であると云つてお祭りをしている國がありませんか、決してありません。西洋には勿論ないのでありますが、猶太が若しあの儘進みましたならば、日本の國と餘程能く似たでありましたらうが、早く夭折してしまつて、あの國家は亡びて民族は四散してしまつた。支那などは祭政一致と云ふ事に聖人が餘程努力した痕跡があるが、どうしても成立たない。支那は初めから革命の國で家と國とが一緒でない、共同祖先が無い、だから幾ら聖人が努力しても出来ない相談である。第一其の系統がいけない、革命また革命で建國以來一貫したる縦の道德と云ふものがない、これは後から拵へることが出来ない、日本は開關以來すつと保持して來た縦の道德がある、又横の道德の行はれて來たことは言ふ迄ありません。是は各國に比べて特殊の點のある所以である。西洋では、父と妻と一緒に水に溺れんとする時は、どつちを助けるかと云ふと、父はもはや年老いて前途が短いが、妻は年若く將來が長いから、父を

棄て、妻を助けると云ふことが道德として當然となつて居る。日本人から考へると實に馬鹿らしい事でありますが、西洋では一向に馬鹿らしくない、當然である、それは横の道德のみで、縦の道德が無いからである。博愛など、云ふ事は大變結構であるが、あれは唯、横の愛ばかり主張して縦の愛が分らないのである。日本の道德から申すと、道德に縦と横とあつて決して平等でない、差別がある、父は尊族であるから尊いものである、だから妻は捨て、も、父を助けなければならぬと云ふ道德が起つて来る。西洋は横の道德であるから平等で、若い者を助けて年寄を捨てると云ふことは彼等の道德の然らしむる所である。彼等が幾ら疎^かいても、どんなに焦つても、今から縦の道德を拵へると云ふ事は出来ない。博愛も結構であるが、西洋人流の平等の博愛は日本では許さぬ。縦と横の博愛でなければならぬ。支那でも西洋でも此の縦の道德は眞似が出来ない、どんな哲學者が起つて來ても、どんな聖人が起つて來て疎^かいても今更致し方がない。

かくの如く我が國體は特得の國家であるのに、世の我が國家を論ずるもの、多くは他の國家を見るが如く、淺見であり皮相であつて、西洋人の言議に溺れて居る、抑々國家の成立を論ずる學者は其の成立の要素を力と協約の二つに説いて居る、力といふ中には武力と財力と智力との三つがある

ことはいふまでもない、協約とは治者と被治者との間に、約束を結び、これは治者の權利、これは被治者の權利と、法規を以て其の權限を定むるもので、大統領國家はそれである。西洋各國や支那の如きは皆此の二分類に入るべきは論ずるまでもないが、我が國のみは何處に入る、か、我が國家は國民が皇室から武力を以て征伏された事實は何處にあるか、智力や財力を以てなづけられた事實は何時の歴史にもあるまい、我が國家は皇室も國民も、一民族の成長發達したるものであることは小學校の生徒と雖も熟知の事實である、かかる簡單明瞭なる事實を無視して、わざわざ西洋人の國家成立の定義に降伏して、我が國家も其の分類に漏れぬものとして立論するのは、果して如何なる心であるか、吾々は其の常識を疑はざるを得ないのである、斯く出發點を誤り、どうして我が建國の眞髓を得られませう。

今更事新らしくいふまでもないが、我が國家の成立は、皇室の延長が國となり、國の縮刷が家となり、國と家とが不二體である、平面的にいへば中心と分派、立體的にいへば根本と末梢との不二體なるのと同様である。宇宙萬有は中心根本より發達しつゝ、分派末梢となり、同時に分派末梢は中心根本に歸入し、常に中分本末相互に融合調和して、不二體の全體身となりつゝあらぬも

のではない。我が國家は實に此の宇宙萬有の根本原理を、其のまゝに實現しつゝ、發達成立したる國民であり、國家である。伊弉諾伊弉冉二神の開き給へる家が、發達して國となつたのであるから、家國一致といひ、家と國とが同じであるから忠孝一本といふのである。斯くの如く其の民族も分家分孫、その領土財産も、吾と我が身に開拓し、他より征伏したり、横領したりするものではない、かゝる完全な國家にして、しかも之を吾より攝理し主宰し養成し愛育し發達したる天皇にして、始めて其國民國家不二一體といふことを得るのである。彼の三要素たる治者と國民の國家との關係は、他の外國とは全然その成立を異にして、彼に在つては勝者敗者の關係であるのに、我は分家分孫の關係であり、彼にあつては征伏屈從の關係であるのに、我は崇敬心服の關係である。

國家も國民も天皇が包容攝理し給ひて、不二一體のものとして、御みづから發達養成しつゝ、表彰したる大権者であり、主権者であり、絶對者であらせらる。中分本末不二一體の天皇の擴大が日本民族、日本國家なるが故に、天皇とは國民も領土も財産も内閣も議會も物質も精神も、あらゆるものを總合統一したまへる、其の全體者にましますのである。

それであるから我が國に於ては、天皇を以て國の體と爲す。天皇それ御自身が國の主體である、

主體なると同時に全體であらせらる故に。天皇を除けば國もなく、體もない、天皇即國體、國體即天皇であると申すのである。凡そ宇宙間何物でも、其の中心より發達し、中心に歸入するが如く、國家民衆の出發歸入する所は天皇であるから、大権の發動も天皇より發動し、天皇に歸入する。すべての力は發動する所に向つて歸入し來ると同様である。故に天皇の大権は全體の公有で、其の大権發動の主権が、天皇にあると同時に全體にあり、天皇の其の主権を發動應用し給ふ時は、それと同時に全體が發動應用しつゝあるのであります。主権はいふまでもなく、天皇の私的のものにあらずして公的のものである。

國家は肉體の如く、大権は精神の如し、肉體としての國家、精神としての大権、との不二一體となるものが、即ち天皇にまします。言を換へていへば、大権の結晶が國家で、國家の活動が大権である、其の大権國家不二一體たる大實體が天皇にあらせらる。それであるから天皇は全一全體者であり、對立するものがない絶對者であらせらる。

かく我が天皇は絶對なるが故に、何物もこれと對立し、闘争し、妥協し得るものにあらずして、宇宙間あらゆるものが包容淨化さるゝのである。他國の君主の如く徳亡び力衰ふると共に、忽ち其

の位を失ふものとは、同日の談ではないのである。他國の君主はいはゆる相對的であるから、人民と對立し、相互に鬭争し、相互に自個を守るを以て能事とす。彼等は憲法を以て相互に妥協して居るのである。いかに彼等は其の消極的であるかを見よ。

支那の聖人は王を以て天地人三才を一貫する道の實行者に名づけた、併しかくの如き王は、たゞ理想に止まつて、事實にはあらはれない、聖人の理想は唯一絕對にあつたのであらうが、實現したものは人工的王道に過ぎなかつた、故に我が天皇道に比ぶれば天地雲泥の差があるのである。

我が天皇は絕對なるが故に、萬有に對して一切を保全し、一切の責任を負ひ、一切を愛撫化育し給ふのである。「民の富は朕が富なり」との絕對位なるが故に、「一夫耕さざるも一婦織らざるも」亦その責を感じ給ふの大御心を拜するのである。是に於て皇位の絕對性と神聖とを生ずる所以も明らかであらう。此の故に一切の宗教、一切の思想、一切の科學を包容し攝理して、善化し美化し淨化するのである。昔から外國を排斥したことは無い、一時は佛教を排し外國人を排斥したこともないではないが、それは一時の變態現象であつた。決して支那や印度や乃至近來の米國の如き、極端なる排外政策は採り來たことはない。さりとて獨り自らを高うして、他を容れぬといふが如き、猶

太民族乃至亞細亞民族の如き、狹隘なる態度に出たのではない。内外の有無相通じ、長短相補ふの雅量を以て包容し、而して「世々厥の美を濟す」ことに鍛鍊し來たのである。儒教は入れたが革命主義は反撥して採らない、佛教は入れたが小乘寂滅の悲觀思想は淘汰した、歐米諸子百家の説は入れ、自由民權論さへ許したけれども、遂に我が國に於ては民約憲法は成立することを許さなかつた。儒教は後に水戸學派となり、山崎闇齋の垂加神道となり、山鹿素行の中朝事實となり、頼山陽の日本外史となりて現れて居るではないか。佛教は終に日本的大乘佛教となり、王法佛法併せ説いて、國家鎮護の佛法となつて現れて居るではないか。自由民權論は終に欽定憲法となり、萬國無比の國體の表徴となり、千古不磨の大典となつて居るではないか。此の他哲學も科學も文學も藝術も百般の學問悉く日本化して融合調和し、「今古に通じて謬らず中外に施して悖らざる」事實を實現して、進行するはこれ何によりて然るか、他なし。我が國體の絕對なるが爲である。

又前に述べた神宮の御神徳が、一切の神徳を綜合統一して、絕對にあらせらるゝ、其の御延長たる天皇にましますから、其の點から申しても、天皇の絕對なることは論のない事であらう。

繰り返して神宮の事を述べますが、天照大御神を奉祀してある祭場は、國民だれでも承知して居

るのは、三ヶ所であります。それは第一賢所、第二神宮、第三家々の神棚であります。(官國幣社以下にも御祀してある處はあれども、それは別として) 第一の賢所は天皇の御祭場であるから、申すもかしこし、第二の神宮も天皇の御祭場たることは勿論であるけれども、國民にも參拜を許されて、皇室の祭祀と國民の祭祀と重疊して、何等の矛盾なく、特に徳川時代などには伊勢神宮に對する信仰には「抜け参り」などいふ奇習さへ起つた位であります。苟も國民たるものは、丁稚でも小僧でも、男でも女でも、一生に一度は必ず參拜すべきものとし、父母にも主人にも其のよしを告げずして、抜けて伊勢に參詣する意味で申したのでありましよう。交通の不便、關所のやかましい昔時に青森の奥からも、九州のはてからも、それこそ老若男女貴賤貧富の差別なく澤山の人が參詣に出かけたのであります。其の抜けまゐりのものは、旅費なども餘り持たないで、逃けてお参りに行くのであるから途中で非常に困難をする、併し抜け参りに來たのだと云ふと何處でも泊めてやる、行く者は何處かで泊めて貰はうと思つて行く、又泊らしてやる方も一向苦にもしない。併し抜け参りをする者は少しばかりではない、全國から出るのであるから、一時は其の爲めに伊勢は歩けなかつたと云ふ記事さへ遺つて居る、實に國民的であつた事を想ふべきである。さうして抜け参りをして歸つて

來ますと、主人なり親なりは、普通ならば逃出したのであるから勘當するとか解雇すると云ふのが當然であるが、伊勢神宮へお参りをしに行つたと云ふので極めて寛大な處置をする。「何處へ行つて來た」「伊勢へ参つて來ました」「さうか、それなら仕方がない」さうして親も主人も抜け参りした者に對しては甚しく叱らないで宥したものである。如何に其の氣分の國民的であつたかと云ふことは想像して餘りがある次第である。今日はモウ交通が便利になりましたから、年々二百萬の人が參詣するさうであります、假令何百萬行つても大したことはないが、昔の抜け参りの様子など見ると、洵に國民的だと思ひます。今日ではモウ抜け参りの風習はなくなつたが、參拜者は非常に多くなつて來ました。それから又年々大麻を配付されますが、是は勅令を以て行はせられるのでありますから國家的の仕事であります。大凡年に六百萬體位配付せられる筈であります。これが第三の家々の神棚に奉祀するのであります。そこで目睫の間に迫つた來月二日の御遷宮に對して、内務省から二日夜八時を期して産土神社に集つて、産土の神を通じて遙拜をするやうにと云ふ事を言はれて居る、之も至極結構な事でありませう。併しながら私はモット宜い事があると思ひます。由來御維新後の儀式、御祝と云ふことに付きましては兎角形式に流れ易い。唯、國旗を立てるとか、或は二重橋に集

れとか、學校へ來いとか言ふ、是は勿論悪い事はありませぬけれども、どうも形式に流れ安いのであります。然らば之を國民的にどうすれば宜いかと申しますと、二日は、例へば今申しました伊勢神宮から大麻を各戸に戴いて居るのでありますから、自分の家の神棚が即ち伊勢神宮の延長である産土神に行くのも悪くはないけれども、田舎で五町も八町も隔つた産土神へ行くのに、萬一雨天でもあれば老若男女總て行かれるものではない、己むを得ず血氣壯んな青年だけが集ると云ふことになる。それよりは神宮の御延長たる神棚の下に家族全體集まつて、其の日は家庭的に赤飯でも焚き、お煮しめでも煮て、さうして朝から晩迄神宮のお祭日として國民的祝日としたらどうであらうか、此の方が餘程國民的であつて、私は宜いと思ふ。唯、形式的に何處に集れとか何とか云ふ事は良かりさうで餘り良い結果は得られない。維新以來の儀式が皆形式に流れて一つも昔のお正月とかお節句とかいふやうな儀式が遣らぬ、唯、旗を立て、學校へ行くのも嫌やだけれども仕方がない、といふやうな工合で少しも家庭的に出來て居らぬ、是は皆外國の眞似をして上面の形式で行くからである。今度の事は餘程結構な事でありますから、矢張り昔のお祭氣分で、殊に神宮の御延長たる大麻を拜受して居るのでありますから、そこで立派に家族的、家庭的に祭を行ふことにしたいと思

ふのであります。以上申上げましたことは大分要領を得ないことになつたかも知れませぬが、結局我が天皇は天照大御神の御延長である、即ち神宮と天皇とは不二一體にあらせられ、別なものでない、天照大御神の御延長が天皇である、さうして又其の天皇が國家も國民も表彰してゐらせられるものであるから、國民と天皇とは不二一體のものである。斯う云ふ大體の趣意を申上げやうとしたのであります、唯、餘りに簡單であるのと、お話の説明の仕方が悪い爲めに或は十分事柄を徹底することが出來なかつたかも知れませぬ。

豫定の時間が來ましたから今日は之で失禮致します。(拍手)

—〔昭和四年式年遷宮紀念講演〕—

皇室と國體

神宮奉齊會長 今 泉 定 助

先般は式年遷宮に際して、「神宮と國體」と題する一場の講演を致しましたが、今日の御話も、其の姉妹篇とでも申すべきもので、彼れに詳に述べましたことは、或るべくこゝに省くやうに致しますから、先日の講演と共に御覽下さるやうに願ひます。又今日は殆ど學校の先生がたばかりの事であるから、かゝる御話をするのは、釋迦に說法の感は致しますけれども、自分どもの意見を申述べるといふことも、或は多少の御参考になる事かと存じまして推參致した次第であります。

◆皇、帝、王の稱、及び革命

我が皇室と國體との關係を述べるに當りまして、聊か支那の王道に就て御話して見たいと思ふ。御承知の通り、支那には皇と帝と王といふ三稱がありまして、「皇」は「大也天也」といひ、又「帝

より大なるをいふ」と解したるもあり、蔡邕獨斷といふ書には「皇帝は至尊の稱なり、上古天子庖犧氏神農氏皇と稱し、堯舜帝と稱す、夏殷周、王と稱す秦並に以て號と爲し、漢これに因つて改めず」とある、又「帝」は説文に「天下に王たるの稱なり」といひ、白虎通に「徳天に合するものを帝と稱す」といひ、管子兵法篇には「道を祭するものは帝、徳に通ずるものは王」など、いつてある。それから「王」は「大也君也」と解し、「無偏無黨王道蕩々」などいひ、或は「天地人の三才を一貫したるを王といふ」と申してある、以上三者は支那に於ては同一性質の語である、皇帝王を三級の等差あるものとして、皇は生れながらにして君主たるもの、帝は徳を以て君主たるもの、王は道を以て君主たるものを云ふのだとして、三者とも區別ありといふ説もあるけれども、必しもそんな區別はあるまい。但し皇と帝とは王の徳を大にしたる、嘆美の意を含めたるものであることはいふまでもない、要するにふるくは此の三字共に統一國家王中の王に使用したことは、夏殷周の三代が統一國家であつて、其の君主をば王と稱したので明らかである。帝と皇とは其の夏以前を嘆美した稱であつた。然るに秦の始皇帝は暴慢にも、自分の天下統一の徳を稱へて、夏殷周の三代を超越し、三皇（伏羲氏神農氏軒轅氏）五帝（金天氏高陽氏高辛氏陶唐氏有虞氏）の徳を併せたものと自

讃して使つてから、「皇」「帝」は統一國家の君主「王」は封建諸侯の稱にも用ひたのであつて、文字本來の意義ではない、「王」の本來の意義では天地人を貫くをいふといふのであるから、天地の徳に合一して至らざる所なく、及ばざる所なく其の徳を完成して、人間世界の平和幸福を保護する道義的君主の稱である。

伏羲は支那に於ける最高の王である。泰山に登つて上帝を祭つたものは伏羲を以て初めとするからである。上帝を祭ることは、王たるもの、しるしであり、又最高の職分である。王でなくては上帝を祭ることは許されない。天の子として天の命を受け、天意を行ふ王として受命の思想はこゝに起る。受命に於て始めて王たりといはれるからである。而して書經に「天は有徳に命す」といひ、中庸には「大徳は必ず命を受く」といつてある。結局王とは天と民との間に立つて、天に代つて天意を行ひ、民に代つて民心を行ふものをいふのである。伏羲が王であり、神農が王であり、黃帝が王であり、堯舜禹湯文武が王であり、そして桀紂が王でないといはれるのは、實にかくの如き意義に外ならないのである。王はかくの如く、天地の其の化育を共にし、徳を以て下民を潤ほし恵むべきものであるのに、時としては覇者、則ち力を以て國に王たるものがあらはれ、暴政を以て下民を

壓制したり、無辜の民を虐殺したりする場合には、易姓革命を行はねばならぬものとして、王道に於ても易姓革命を認むるのである。

印度にも輪轉王といふ、道を生命とする王の理想があり、釋迦も王法政論經といふ書に、種姓尊高といつて、先天的血統が王の第一の徳であると説いて居るが、徳と血統の一致とは、終に理想に過ぎなかつた。

●我が國家の成立

然るに我が國家の成立は如何、支那の王の如く天命を受けて天を祭り、天子と稱するが如き漠然たるものにあらずして、天照大御神より皇統連綿として、今日に至れる天皇にまします。いはゆる先天的天皇國である。而して天照大御神は天地創造の天御中主神の神徳も、國土經營の伊弉諾伊弉冉二神の神徳も、綜合統一遊ばされて、唯一絕對の神にましますことは、今更いふ迄もあるまい。我が國に於ても、古來支那に倣つて、天皇のことを天子とも申して居るが、それは全く其の意味を異にして、天神の御子即ち皇祖の御子孫といふ意味であつて、天の子といふ義ではない。又前に述

べた易姓革命といふものも、支那では何れも皆姓がある。それ故革命が行はれた時は、同時に帝王の姓が變るから、それで易姓といふのであるが、我が國に於ては、天皇は御名ばかりで、氏も姓も有せられない、申すまでもなく氏姓は他人と區別する必要から出來たものであるけれども、天皇は至高至尊絕對にあらせらるゝから、他と區別する必要がない、それで氏も姓も、皇室には必要がないのである。

宇宙萬有は千差萬別であるけれども、秩序あり、調和あり、統一あつて、整然たる組織と、一糸亂れざる運行と、生成發育の法則がある。即ち太陽系に於ても、中心に太陽あり、分體に地球あり水星あり、金星あり、火、木、土、天王、海王の衛星あつて、統一的組織をなし、太陽の攝理統裁のまにまに、相互調和しつゝ、大活動して休止することがない。これ太陽系は本來太陽を本體として發顯し、生成發達したからである。獨りこれのみではない、此の以外のものも、夫々中心あり、分派あり、本體あり、分體ありて、本體は分體を發顯し、分派は中心に統一せられながら、各自調和を保ちつゝ、運行活動すること、太陽系に異なる所はない。凡そ萬有悉く中心なければ延長なく、延長なければ中心なし。中心は延長を顯はし、延長は中心を證明する。そして中心と分派、本體と

分體とは、名は二つであるけれども、實は一つである。即ち不二一體である。共生共長でなければならぬ。共存共榮でなければならぬ。此の原理此の精神は、一木一草の微に於ても亦そうである。枝葉の繁茂は同時に根幹の成長であり、根幹の發達は、同時に枝葉の繁茂である。根幹枝葉不二一體であることはいふまでもない。獨り植物ばかりではない。動物でも礦物でも、地球でも天體でも苟も其の力あり心あり、形體を爲すものは、此の原理に漏るゝものはない。此の原理は宇宙萬有に共通する、一大真理であつて、萬有は皆この原理に支配せられて居るのである。故に此の理に順應するものは生成發達し、之に背戻するものは衰退滅亡するのである。

我が大日本帝國は、此の宇宙萬有一貫の根本原理を實現して建國し、我が民族はまた此の根本意志を實踐躬行して、今日に至つたのである。是れ我が國が天壤無窮に發展進運する所以である。諸外國に於ける征服者と屈從者、勝者と敗者といふが如き、力を以て征服したり横領したりした、不自然にして不完全なる、人爲的國柄とは同日の談でないことはいふまでもなく、支那の王道といへども、亦我が國の歴史に比較して相當に距離のあることは論ずるまでもあるまい。恰も太陽が無始無終に各衛星を主宰調和統一しつゝ、光線を送つて萬物を光被し、攝理するが如く、萬世一系の我

が天皇は、宇宙の根本中心たる、天御中主神の神徳を綜合攝理したまへる天照大御神の御延長として、又吾々國民の根本大宗家として、國家人生の大中心として、天壤無窮に國民を統治し、人類を惠澤したまふのである。故に皇室と臣民とは、生成發育しつゝある一大樹の根幹と枝葉との關係であつて、全く中心と分派不二一體のものである。そして此の君民一體は渾然として少しの無理もなければ人工も無い、いはゆる天理自然の發露である。故に我が國に在つては天皇からは國民は「大御寶」である、「農は天下の大本なり」として何時も民本主義を以て愛撫せられ、國民からは又君本主義を主張して大宗家として奉仕し來つたことは、昔も今も變ることはない。

●天皇即國體

我が國に於ては天皇を以て國の體となす。天皇は即ち國の主體である。主體であると同時に全體である。それだから私は天皇を除けば國もなく體もない、天皇即國體、國體即天皇であると主張するのである。主觀すれば國民、客觀すれば國家、これを全觀すれば天皇である。猶詳しくいへば、皇家の延長が國となり、國の縮刷が家となり、國と家とが不二一體であるから、家國一致といひ、

家と國とが同じであるから忠孝一本と説くのである。諸神の開きましたる家が發達して國となつたのであるから、國家といへば日本の國家が初めて眞の國家といふべきである。其の民族も分家分孫、その領土財産も、吾と我が身に開拓し、他より征服したり掠奪したりしたものでない、かゝる完全な民族、かゝる完全な國家にして、しかも之を吾より包含攝理し、發展擴大したる天皇にして、始めて其の民族國家不二一體の天皇といふことを得るのである。不二一體の全體身たる天皇身の内に包含して、天皇御みづから發達しつゝ、表彰したる大權者であり、主權者であり、其の民族國家を不二一體に發達表彰したる全一全體者が天皇であらせらる。中心分派、根本末梢、不二一體の天皇身の擴大が日本國民日本國家なるが故に天皇とは、其のすべてを包含表彰しまするのである。それ故その大權は、全體の公有で、其の大權發動の主權が、天皇にあると同時に全體にあり、天皇の其の主權を發動應用したまふ時は、それと同時に全體が發動應用しつゝ、あるのである。

國家と大權とは、なほ肉體と精神との如きものである。國家は肉體の如く、大權は精神の如し。肉體と精神とは全身に充滿して、一箇所でも缺け居る所がない如く、國家と大權とは、全體に充滿して、一箇所でも缺け居る處はない、大權は國家全體に充滿すること、猶精神の全體に充滿するの

と同様である。而して此の精神肉體不二一體の統一的活動點は、中樞の意識であるが如く、國家大權不二一體の統一的發動點は、全一中樞の天皇によりて、始めて統一的活動が煥發するのである。それが國家民族全體の活動にして、其の大權が中樞に動くは、中樞のみで動くのではなく、分派末梢も同時に動いて、中樞に集り、中樞に發すると同時に、中樞の動きがまた分派末梢に動くので、其の實不二一體に動きつゝ、あるのである。故に天皇とは中樞身なると同時に、分派身であり、中心分派根幹末梢不二一體身であらせらる。それだから大權は全體にあり、主權は中樞にありといふも、其の實は中心分派不二一體の全體身にあるものなれども、其の統一的主動が、先づ中樞に發するが故に、主權は中樞的天皇にありといふのである。換言すれば、國民領土財産政府内閣議會の總合的中樞に主權が發動活躍するといふに同じ。天皇とは其のすべてを包含したる全體者であり、其の全體者の中樞より、發動するのが主權である。それだから中樞發動の主權は全體の發動であるといふのである。西洋では主權君主にありとか、臣民にありとか、國家にありとか、一面一角に主權があるやうに論ずるけれども、それは甚だ偏頗な論といはねばならぬ。君主と國土と國民とは不可分なる三要素といふではないか。分つことが出来ない三要素ならば、其の中の一部にのみ重きを爲す主權

のある筈がない、三要素共に等分に権利がなくてはならない、決して君主にとか臣民にとか、一方にのみあるべきでは無い。外の國家ではともかくも、我が國では決してそんな一面に偏したことはない。三要素に等分にあるのである。國家の成立が此の通りであるから、主權の皇室にあることは固より當然であるが、決して皇室の私的のものでない。國家國民の爲の主權である。何となれば皇室の御事業たる天壤無窮の御事業とは、如何なる事かと申せば、國家をして平和ならしめ、國民をして幸福ならしむといふ事より外に、何事もないのである。國家國民を除いては、天皇の天業は何も無い筈である。とにかく我が國の主權は、一面一角にかたよるべきものではない、また日本の天皇の御立場は、權利とか義務とか、そんな消極的なものから起つたものではない、例へば太陽が草木を照らすのは、太陽に草木を照らさなければならぬ、義務があるのでもなく、また草木の方に照らされる權利があるわけでもないのである。自然は決して權利とか義務とかいふ、小さい事から出發したものではない。唯照らし照らされて、其の間に生成發育するのが、自然の發露であり、神の御心である。此の神の御心を心とせらるゝのが、我が天皇の御立場であるから、主權を發動應用せられても、それが悉く國民と國家との爲めに、發動せらるゝものであることは申すまでもない事である。

我が國は天皇の國であることは、建國の體に於て、過去の傳承に於て、現在の事實に於て、一點の疑念を容るゝ餘地はない。それを成文的に規定したのが憲法である。故に憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と明記せられた。憲法學者の中にも之を誤解して、天皇が人民から國を預つて、治め給ふやうに考へて居るものもあるやうだが、それは建國の歴史に精しからぬからの謬論である。時としては、「民を本とす」とか、「農は天下の大本なり」とかいふ場合もあるが、それは君德の上でいふので、本質や資格でいふのではない。すべて法律でも憲法でも、道理なり事實なりが基礎だ。日本の憲法は、日本國あつての上の憲法である。即ち日本の憲法であつて、憲法の日本ではない。日本といふ國がさういふ國だから、其の通りの憲法が出来たのである。「日本といふ國は天皇の國だ」といふことを成文したのである。我が憲法には新案創始にかゝるものはない。皆皇祖皇宗の遺したまへる鴻範を、明治天皇が御紹述になつたものであることは、何人も知る所である。

天皇は唯一絶対

以上述べたる所を約言すれば、我が國の天皇は民衆領土財産政府内閣議會、物質も精神も、あらゆるものを總合統一したまへるものにして、其の中心であると同時に全體であらせらる。故に唯一不二の絶対と申すのである。天皇は絶対なるが故に、父母もなければ妻子もないといふのである。明治天皇の大御代に、佐々木高行卿には内親王御教育主任を仰せ付けられ、至誠格勤奉仕したることとは何人も知る所であるが、或る日内親王の御供をして參内し、陛下に拜謁して伏奏し、「恐れながら内親王様がたに於かせられては、御父君より賜はる御言葉を、此の上もなく御嬉しく御親しみ遊ばされ、高輪御殿に御さがりましたる後も、其の御言葉を幾度となく御繰り返し遊ばさるゝことは傍にて拜するも御いたはしく存じ上げます。されば今少しく御親密なる御言葉を賜はるやう、謹んで御願ひ奉る」と申し上げたれば、陛下には稍しばし佐々木卿を見つめ給ひ、さて仰せらるゝやう「佐々木よそれは何といふ事であるか、凡そ世の中に親として子を愛せざるものはなかるべし。然れども朕は天津日嗣の天皇である。一國一家の天津日嗣の天皇としては、國家全體の親なるぞ。此

子のみの親でない、此の子にのみ朕の愛を注ぐことは叶はぬ身ぞ」と仰せられたれば、佐々木卿は「誠に以て恐れ入つたる大御心、何とも御詫びの申し上げやうもござりませぬ」とて感激恐懼拜伏退下したりと仄かに拜聞し奉る。九重雲深し。其の前後の御有様と、大御心とは固より明かに知る由はなけれども、かゝる御意味の大御心のありたる事は、漏れ承つて、常に耳に残り居るから、其の御消息の一端を御話するのである。また明治廿二年憲法發布の當時伊藤博文公には、皇后陛下と御同列にて、上野に御幸あらせられんことを奏上し奉る。然るに陛下には嚴肅にのらせ給はく「朕は天津日嗣の天皇である、皇后と同車して宜しきか」と、伊藤公にたゞさせ給ふ。公恐懼惜く所を知らず、謹しみて「恐れ多くも此の度は、皇祖皇宗の大御心によりて、千古不磨の憲法を御欽定遊ばされ國民全體は歓迎祝賀申し上げたく、國民全體の意志としての御願出にて候ふ」と奏上し奉る。陛下には「左様か國民全體の意志とあらば同乗して幸すべし」と仰せられたりと拜承し奉る。此の事も私ども微臣のよく知る所にあざれば、誤傳あらば謹んで訂正すべきは勿論であります。佐々木侯に對せらるゝ大御心といひ、伊藤公のことといひ、全く明治天皇は唯一絶対にして、父母もなく妻子もないといふことを御實現遊ばされてあつたのである。

また先帝崩御遊ばざるれば直ちに皇太子が御踐祚になることなども、天皇の唯一絶対であることを能く顯はしたる例證であらう。百行の中、孝より重きはなしといふに、普通の人情よりいへば、先帝崩御皇太子は人生最も忍び難き悲哀の極に沈み給ふ時である。孝道の方よりいへば唯哀悼の情心中に溢れ給ひて、前後左右何事も顧みたまふ餘裕なき場合である。此の時に當りて、寸秒の暇もなく、踐祚し給たねばならぬのであるから、人情に齟齬することは勿論である。しかし天皇に私なして、天皇は二六時中いかなる事を遊ばしても、皆悉く公事であつて、一つも私的の御事はない。又前に申したる天皇に父母なし妻子なしの上から考ふれば、先帝御かくれのおと直ちに御踐祚遊ばさるゝ道理も、おのづから知らるゝであらう。また此のことは宇宙自然の心であり、天照大御神の御心である。宇宙萬有は、いかなる場合にも、寸間の休止といふものはない。此の意味に於て、我が天皇の天業にも、秒間の休止も許されないのである。

◆天津日嗣の意義

皇室典範にも天皇崩御と同時に、賢所の大前に三種の神器渡御の御儀あり。皇太子殿下の踐祚ま

しますことになつて居る。其の間寸隙ないのである。これは天皇の御息を伊吹き出だして、此の世を神去りますと同時に、皇太子殿下には、御息を伊吸ひ遊ばされて、御位に御つきに成るのであるから、此の間少しの間隙なき次第である。抑々天津日嗣と申すことは種々の意義はあるが、第一に日は靈ヒツにて天津靈嗣ヒツナといふ意味である。御代御代の皇孫の靈魂ミコタマと靈魂との相嗣ミコタマきて相續するの意味である。言を換へて申せば、御代々々の皇孫の御命ミコノミコトと御命との相續ミコノミコトきて、斷絶することなく、天壤無窮に心肉不二の靈魂相續にまします意味である。人間としての情よりいへば、哀愁に堪へざる際なれども、其の寸間に踐祚し給ふのは、實に宇宙萬有の運行が、少しの間斷もない、それと同様なるべき天皇にましますからである。世界各国東西古今を通じ、帝王大統領の即位就任多しといへども、かくの如き用意周到なる御儀式の行はれ居る所は何處にありましようか。彼等は皆人間的の即位就任である。其の國一國の主權者としての即位就任に過ぎぬのである。そして彼等はその建國の初めに遡るも近きは三百年五百年、遠くも千年を出づるものがない。彼等の歴史に乏しきこと以て知るべしである。然るに我が國は天地と共に開國したる舊國にして、宇宙創造に淵源す。獨り日本一國のみの天皇にあらず、獨り此の世界のみの天皇にあらず、宇宙調和の天皇にまします。神人不

二顯幽一體の天皇にまします。故に天壤無窮の天津日嗣の天皇でなくてはならないのである。外より掠奪して君臨する帝王では生命が乏しい、選出して推舉する大統領でも生命が弱いではないか。内外を顯はし、内外の同心一體たる天津日嗣の天皇でなくてはならない。又天壤無窮の天津日嗣としては斯くの如き崇高深遠なる、日嗣の御行事なくてはならない。呼吸相續するが故に生命あり。生命あるが故に呼吸相續するのである。強き生命ほど、其の呼吸相續し、強き呼吸の相續するが故に其の生命は永久である。天津日嗣の間斷なき御相續は、則ち此の意味に外ならぬのである。而して踐祚の御儀あらせらるゝと同時に、皇祖皇宗の神靈が、天皇の玉體に宿り來たり給ふのである。天津日嗣の天皇としては、かくあらねばならない。かくあらせらるゝから天照大御神の御延長であると申すのである。それだから神人不二の現津神アキツミカミといひ、人としての神格化したる荒人神といふのである。然るに現代は天皇を現津神といひ、荒人神といふは、單に形容詞であり、敬語であり、天皇とて肉體を有せらるる上は、人間であらせらると、普通の人が心得違ひするのみか、相當の學者も有識者といはるゝ人も、左様に信じて居る。却て天皇を神として論ずるものを、舊思想と排斥し、甚しきに至つては異端視するは、何といふ間違の世の中でありましょうか。現津神や荒人神と申す

は、決して形容詞でも敬語でもない、眞に人倫を超越して神倫にましますのである。事實現津神にあらせられ、荒人神にらせらるゝのである。明治維新以前までは、此の思想信仰が最も國民の間に濃厚であつた、現に維新の際、明治天皇が東京に御遷都の時にも、東海道トウカイダウの御道筋の、往來にある地藏尊などは、薦をかぶせられたことは老人の目撃した所である。

◆天皇神聖

故に「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」と、憲法にも規定せられたのである。憲法にかくあるが爲めに神聖なるにあらずして、事實神聖にして侵すべからざる歴史あるが爲めに、此の成文を見たのである。事實が前にあつて、此の憲法を生んだのであることは、今更言新らしくいふまでもあるまい。然るに此の憲法の「神聖」に對して、種々の説が法律學者の間にあるは、門外漢の吾々から見れば、寧ろ不思議に思はれる。清水澄博士は「神聖なる文字は法律上何等の意味なし」といひ、上杉慎吉博士も亦「法律上の責任を負はないといふ意味だ」と解釋してゐる。美濃部達吉博士は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ（憲法第三條）君主の神聖不可侵は、近世の各君主國の普く認む

る原則なり。蓋し君主は國權の中心にして、國家安危の繫る所たり。若し君主の地位にして不安ならば、國家の安固は、得て期すべからざればなり。天皇の神聖不可侵は、其の法律上の意義に於ては二つの事を意味す。一は何人も不敬を以て天皇を干犯することを得ざること是なり。憲法義解に「天皇は天從維神至聖にして、臣民群類の表にあり、欽仰すべくして干犯すべからず」と曰へり。二つ天皇は其の總ての行爲につき、親ら其の責に任せざること是なり」と釋き、市村光惠博士は、「憲法に用ひたる神聖の文字の意義に就いては議論わかる。歐洲に於てはキリスト教が盛になり羅馬法王の權力が強大となりし時代に於ては、君主は法王側より神性を認定せられたるものなり。我が國に於ては天皇は天祖の直系として君臨せらるゝが故に、同じく神性を帶ぶものといふことを得べきも、憲法の用語を、此くの如き宗教的、又は論理的の思想に基きて解釋することは、法律學の範圍を超過するものといはざるべからず」と論じ、稻田周之助博士は「神聖にして侵すべからずといふ本條の文字は崇高超絶、文學上若しくは倫理道德上より之を布衍するときは、其の言豊富を極むべきや論なし。然れども法理を以て之を解釋するときは、其の理義甚だ單純且明白なり。我が天皇は主權者なり。主權は最高且絶對なり。何ものも外より之を支配し、之を制裁し得ざるなり。法

律家或は本條を解して、即ち是れ君主無責任の原則を示すものと爲す。是れ本條と相對比すべきものを外國憲法に求むれば、即ち其の君主其の責を負はずといふ條項に該當するを以てなり」といつて居る。此等の諸博士の見解は明治天皇の憲法發布の御告文を無視し、また實際の歴史の事實をも顧慮する處なく、唯國家統治の方便上、設けられたる條文のやうに思つて居るといはなければならぬ。吾々が天皇は現津神であらせられる、天皇神聖は決して單なる人爲的の法文ではない。是れ全く日本民族の一貫せる精神であると論ずるものとは、絶對に相容れない。我が民族の歴史の不文律なる傳統を、成文せられたものでなく、かゝる條目を新設せられたとするならば、我が國の憲法は、此の點に於て根本から破壊することになる。先づ第一に明治天皇の御告文と違つてくる。我が民族信仰は天皇神聖を天皇の本質と信じてゐるのである。此の事實を無視して、全然特種の解釋を以て其の意義を限定しかゝる事が法律學者の特權でもあるやうに考へたり、また天皇神聖觀念を、憲法から除外しようとするが如き傾向のあるのは、彼等は果して如何なる心であるか。

◆スメラミコトの意義

誠に我が天皇は、國土と民族とを、天照大御神より繼承相續ましまして、之を統一し同化し主宰し大成し給へるが故に「スメラミコト」(天皇)と申すのである。邦語の「スメラ」は即ち統一同化主宰大成の意味を含めたる詞であつて、「ミコト」は尊稱の詞である。國家民族不二一體の全體者の「スメラミコト」として現れましつゝ、それが次第々に發達したるものなるが故に、内より包含したるものが發達し大成し表彰したるものであつて、外より來りて之を征伏したり、代表したりしたものでない、是れは我が國の歴史の事實であるから、何人といへどもこれを否定するものはあるまい。内より包含し愛撫し發達し表彰したる「スメラミコト」にして、外より征伏掠奪した國家民族でないから、未だ嘗て他より奪はるゝといふ怖れを懐き給ひし事實がない。天皇の都とし給ふ大宮所は、神代の昔から今日に至るまで、其の都も御所も極めて簡單素朴にして、城廓といふものなく、御濠といふものもない。まして要塞などいふいかめしいものゝある筈はない。神代の昔はいふまでもない、奈良朝より平安朝を経て、維新前までも、京都に於ける御所は此の事實を證明して居る。何等の要塞もなければ、城廓も御濠もない、諸外國は悉く皆民族相互に争闘し、相互に掠奪したるものなるが故に、より以上に強きものが起れば、それに奪はるゝの怖れあり、それが爲に要塞

も必要である、城廓も嚴重にしなければならぬ、濠も深くする必要がある、之れは攻守の勢として相互にかくあるべきが當然の結果である。我が國に於ても鎌倉以後には、臣下が天皇の皇土を私して、之れを領有したから、又これをうち滅ぼして横領したり、横領せられたりした、それ故この時代には相互に城廓も濠も堀り、要塞も設けるやうになつた。殊に支那から築城法が渡つて來てからは、益々其の研究も進んだのである。

◆奇蹟的歴史事實

茲に注意すべきは他より奪つたものは、又他人より奪はるゝ時のあるものであるが、奪つたものでないものは、奪はるゝ怖れがないと共に、他人も之れを奪ひ取ることが出來ない。藤原氏專横時代より、源平兩氏互に政權を執り、鎌倉時代、室町時代となり、織田、豊臣、徳川の時代となり、何れも皆百萬の兵力を有して、權力を振つてゐるが、いかなる覇者でも朝廷に向つては之れを奪ひ取るといふことは出來ない。天皇は九重の雲深き内におはして、寸兵の備へをも爲し給はざれども彼等は一步も禁中を犯し奉ることが出來なかつた。既に天慶の亂の發頭人である平將門は、自ら新

皇と稱して百官を任命して謀反したる時に、其の弟の將平が「帝王の業といふものは、智を以て競ふべきでなく、又力を以て争ふべきではない、昔から今に至る迄纂奪は天のくみせざる處である」とて、兄を諫止したことが將門記といふ書にも記してある。日本を除く他の外國であるならば、直ちに奪つて代り、また奪はれもして、所謂、易姓革命が行はれる筈であるが、獨り我が國のみならずとは、是れ實に世界に於ける人間の奇蹟と見るべき歴史ではないか。他國の歴史とは例外に獨り我が國のみ奪はれもせず、奪ふことも出来なかつたといふことは、何故であるか、是れ全く我が天皇は國家も國民も、領土財産も、物質も精神も、あらゆるものを包含統一し給へる全體身なると同時に、中心根本身であらせらるゝが故に、分派は其の中心根本を侵すことの出来ないといふ、宇宙の根本原理によるものである。凡そ何物でも宇宙萬有を通じて、分派末梢は中心根本を侵すことが出来ない。之れを侵す時は、中心根本の滅退衰亡すると同時に、分派も亦滅退衰亡し、中心根本が自滅すると同時に、分派も亦自滅するが當然である。それと均しく、其の國民性が日本の國家、日本の民族は、中心分派不二一體の全體者たる天皇身として包含發達表彰したる國民性なるが故に、此の中心を侵し奉るといふことは、國民性全體が承知するものでない、前に引きたる將門記の兄を

諫めたる將平の詞が、これを證明して居るではないか。何人でも之を侵し、これを奪ひ取つて代らんとするものあれば、國民全體が、其の罪を問ひ、亂臣賊子として之れを誅戮し、之れを膺懲せざれば承知せぬからである。故に藤原純友の如き、平將門の如き、乃至北條足利の如きも、均しく其目的を達することが出来ない。彼等と雖も、均しく是れ日本國民性を有するが故に、内は其の良心に省みて、外は國民性の發憤を恐れ、其の非望を懲ることが出来なかつたのである。是れ何より日本國民と日本の領土財産と、日本の國家とは、中心分派不二一體の全體たる、天皇身として包含し愛撫し發達し統一し表彰したる所の、國民性たることを證明する事實といふべきである。そこで我が天皇とは、中心分派不二一體の全體身なるが故に、其の國民を愛し、領土財産を愛し、國家を愛することは、我が身を愛すると同様であらせらる。照るにつけ曇るにつけて漏るゝ所なく、至らざる所なく、山の奥も海のはてまでも、大御心が充滿して居るのである。それと同時に薪こる賤犬の心も、すなとるあま少女の心も、天皇の中心に集まつて、大御心となり、統一同化上下一體の天皇身となり居るのである。

●倫理もまた絶對

又我が天皇は絶對であるから、國體も絶對であり、人倫も絶對である。諸外國は人倫も皆相對的である。例へば支那では君臣を相對的に説くから、臣下が君主に忠節を盡すのは、累代の恩を受けて居るか、或は君主が特に禮を厚くして、臣下に接してくれたから、臣下も生命を犠牲にして、君主に忠義を盡さなければならぬ。併しながら若し其の君主が暴君であつて、下民を苦しめたり、苛酷な政治を行ふ場合には、臣下も亦相當な方法を取つても差支がないと教へて居る。「三たび諫めて聽かれずんば去る」とか、「君君たらずんば臣臣たらず」などいふは、それである。此の思想はやはり權利義務的思想であり、相對的思想である。君主の方からも臣民が、それほどいやがるなら隱退するといつて、其の位を捨て、去ることも出来れば、また臣下の方からも、そんな君主に君臨して居られてはこまるから、退いてもらいたいといふことも言ひ得るのである。我が國の君臣の間にはかゝる事はあり得べからざる事である。どちらからも絶對であるから、天皇の方から國民がいやがるならば、隱退するなど仰せらるゝことが出来る譯でないことは勿論、國民の方からも御隱退を

願ひたいなどいへる國柄でないことは論ずるまでもあるまい。天皇の方からは、いかなる不臣ありとするも、之れを善良なる國民たらしめるまで、御訓戒遊ばさるゝのが御責任であり、又國民の方から申せば、そんな事はあり得べからざる事ではあるが、萬一にも道に違はせらるゝことがあつたら、何處までも諫め奉つて、天皇たらしめ奉らねばならぬのである。三たび諫めて聽かれざれば去るとか、君君たらずんば臣臣たらずなどいふが如き、水臭き倫理ではない。どこどこまでも止むに止まれぬ至情から、正しあふのが我が國の絶對的倫理である。獨り君臣の間のみならず、父子の間でも、夫婦の間でも、朋友の間でも、其の通りで、たとへば夫婦の間にしても、夫がいかに放蕩三昧の夫にしても、飽くまでも善良なる夫となるまで、貞節を盡さなければ本當の妻といはれない。又夫の方からいへば、いかに不貞の妻であつても、これをして良妻たらしむるまで努力しなければ夫たる本分を盡したとはいはれないのが、我が絶對倫理の得色である。責任を他に求むるは相對的倫理にして、責任を我に負擔して、他を寛容するのが、我が絶對的倫理である。

●大嘗祭の意義

我が天皇が斯くの如く絶対なる神格を現顯し給ふのは、其の淵源何處にあるか。種々の方面から説明し得られやうと思ふが、第一に大嘗祭の精神を研究することが、最も必要でもあり、早道でもあらうと思ふ。併し従來の學說のやうに、大嘗祭は報本反始であるから重大な祭祀であるとか、神と天皇と相嘗であるから重大であるとか、又は皇祖皇宗へ即位の御奉告祭であるから重大であるなど、いつて、眞の大嘗祭の精神に觸れない説明では、何にもならないが、眞に其の精神を握めば、天皇意志が明瞭になるのである。凡そ祭祀に報本反始の意でないものがありましようか。否悉く報本反始の心より起つたものである。どうして獨り大嘗祭のみが、報本反始の意より出でたから貴いといふ事をいはれましようか。そんな事はありません。然らば今一説の神と天皇と相嘗であるから重大であるといふ説はどうか、これも根據が頗る薄弱な説である。相嘗祭は神今食もそれである。神と天皇との相嘗の祭である。唯その相異點は、大嘗祭は新穀を供ふるのに對して、神今食は舊穀である。それに大嘗祭は神饌十二であるのに、神今食は五である。此の二件は異れども、神と天皇との相嘗であることは同じである。其の次の大嘗祭を即位の御奉告祭だといふ説はどうかといふにこれは殆んど取るに足らぬ説である。今日の登極令から見ても、そんなことはある筈がない。御即

位の日午前、賢所大前儀といふがあつて、皇祖皇宗に御報告がある、そして午後御即位の禮を行はせらる。何事もまづ神に御告げになつて、それから國民に御披露になるのである。それだから即位の大禮後に報告のある筈はありません。かく論じ來ると、古來の大嘗祭に関する學說は皆蔭が薄くなつてくるのである。

處が歴史には大嘗祭は非常な重大な祭祀として、大祀中の大祀としてある事はいふまでもない。延喜式五十卷の中で、一卷より十卷までは神祇の式で、七の卷一卷は全く大嘗祭の事のみが書いてある。又貞觀儀式は十卷で朝廷の恒例臨時のすべての儀式を書いてあるが、其の中に三卷は全く大嘗祭の事のみかいたものである。是等に依つて見ても大嘗祭はいかに重大に取り扱はれたかといふことがわかる。どうしても其處には深遠な意味がなければならぬ、然るに以上の三説にては、大嘗祭の大精神が窺はれない、何人も物足らぬ心持がするであらう。是に於て私は大嘗祭の精神研究の餘地ありといふのである。

併しながら大嘗祭の精神を悉く述べるといふことは、固より一席の講演で出来ることではないから、此には其の片鱗を申すに過ぎぬと御承知ありたい。大嘗祭の根本は實に天孫降臨の時に、皇祖

天照大御神が齋鏡を御授けになつた時、それに添へて賜はつて神勅、即ち齋庭の穗の神勅と稱するものがそれである。此の神勅と國體の基礎たる世間でいふ三神勅とが、終始祭祀の起原でもあり、國體の淵源でもあるから、今一々謹解する餘裕はありませんが、参考として其の全文を此にあけて置く。

第一 天壤無窮の神勅

天照大神皇孫に勅して曰く豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり爾皇孫宜しく就いて治すべし行矣寶祚の隆えまさむこと天壤の與窮り無かるべし。

第二 齋鏡齋穗の神勅

天照大神御手に寶鏡を持たして天忍穗耳尊に授けて祝て曰く吾が兒此の鏡寶を視まさんこと當に猶吾を視るが如くすべし與に牀を同うし殿を共にして齋鏡と爲すべし。復勅して曰く吾が高天原に所御齋庭の穂を以て亦當に吾が兒にませまつるべし。

第三 神籬磐境の神勅

高皇產靈尊因りて勅して曰く吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹て、當に皇孫の爲に齋奉

るべし汝天兒屋根命天太玉命宜しく天津神籬を持ちて葦原の中國に降りて亦皇孫の爲に齋奉るべし

大嘗祭は此の内の齋庭の穂の神勅が本となつて、御祭儀が起つたのである。だから自然その精神の基く所も、ここに存するものと拜祭する。しかしそれらの祭儀に關することは、今は略することゝして、専ら祭祀の精神に觸れて見ようと思ふ。

大嘗祭は誠に祭祀の全部である。凡そ祭祀といふ祭祀は、悉く大嘗祭に含まれて居る。其の諸儀の中には、禊もあれば祓もあり、鎮魂もあり、供饌もあれば祝詞もあり、直會もあれば神樂もあり饗宴もある。他の祭典には供饌と祝詞のない祭はあらざれども、直會とか神樂とかいふものは、有無一定しない、禊や祓も大抵形式一遍に流れて居る。即ち大嘗祭は古來の祭儀の全部を抱有兼行するのだから、實に高貴の極みである。かく重要な祭である根本精神は何かといふに、此の精神が明瞭でなければ、行事は單に形式となつて、何等の意味をもなさぬ。世間は往々にして祭祀の精神を度外視して、單に文獻によりてのみ祭が行ひ得らるゝものだと考へて居る。本居平田兩大人既にそうであるから、其の流を汲むものに至つては、尙更である。只祭の客觀的重要性のみを知つて、

眞の重要性が主観に存することを知らない。かくては決して本當の祭といふものは出来ない。

◆齋戒沐浴

祭祀に最も重んずべきものは齋戒沐浴である。今日の祭祀は果して其の齋戒沐浴が、十分に行はれて居るかどうか、齋といひ戒といふのは、本來何れも精神上のことである。支那でも印度でも、その點に於て變りはない。然るに近來は只口舌の上の齋戒で、事實は行はれて居ないといふても過言ではあるまい。偶々潔齋として行ふものは、湯に入るのである。これでは沐浴といふ事はまづよしとするも、齋と戒とは少しもない、身體を沐浴しただけで、少しも精神に觸れないで、潔齋だといふのはあまりのんき過ぎるではありませんまいか。

此の禊や祓や鎮魂を輕視して、祭祀が出来ると思つたのが、抑々の間違である。禊、祓、鎮魂の三行事が祭祀の前提であつて、之れに因つて始めて祭祀の精神が起るのである。昔の神主は、本は澤山讀んでゐないけれども、祭祀に當つては第一に火を忌まねばならない、他人と一緒に茶を飲んではならない、煙草も呑んではならない。第二に獸肉や葱蒜の如き、臭氣あるものを食してはなら

ない、第三に家族と別居しなければいけない、第四に他人となるべく談論することもいけない、第五に水をかぶるか瀧にかゝるといふやうに、すべての禁忌を守つたものであることは、今も老年の人の知る所である。昔の神主がたとひ讀書力が貧弱で、大祓や禊祓の外に、何事をも解することが出来なかつたにしても、心から神に仕へる精神が充満して、緊張してゐた點に於て、今の神職に比ぶれば、優るとも劣りはすまい。今日のやうに、書籍は澤山よんでも、精神的には些も徹底した所がないやうでは、何の役にも立つものでない。上すべりの研究に甘んじて、それで現代の神職が進歩してゐると考へたならば、それこそ大きな誤りである。

兎に角、昔の神主は、神祭の精神のある所を心から實踐躬行した、即ち心を以て身を以て神に仕へ奉つた、そこに祭祀の精神の發露があつた。然るに平田流の學者が、明治の初頭に勢力を持つてゐて、そんなことは俗神道である、行者神道である、鈴振神道であるとして排斥し、又一面には舊來の事を打破するのが維新であるかの如き風潮が起つて、それと兩々相應じて、人心を制して以來漫に科學的のメスを揮つて神道を待つことが流行し、科學的に説明の出来る事ならともかくも、科學的に説明の出来ないことを信ずるのは迷信であるといふ風になつた、これから滔々として齋戒否

鷓論が起つたのである。例へば火はすべての物を焼き拂ふ威力を持つて居るのに、それが穢れるとは何事であるか、若し火が穢れるといふ事實があるならば、それを科學的に説明して見よ。それが出来ねば信ずるには及ばぬといふ、又食物の禁忌といふ事も笑ふに堪へたる話である。獸肉を食することが何故にわるいか。營養上からいへば、是等の滋養價の高いもの、又は食慾を適度に刺戟する香料を攝取することは、生理的に必要である、然るにそれを禁ずるといふならば、禁ずるだけの科學的論據がなければならぬ、それがなければ、かゝる不合理な禁忌は破つて差支がない。又家族別居なども奇怪な事である。人倫の大道から見ても、夫婦同居が當然の事であるのに、それを避けねばならぬといふが如きは、根本に於て誤つてゐるから、問題とするに足らぬ。次に水をかぶるか瀧にかゝるとかいふ事は、身體の垢を洗ひ流して、清淨にするのであるから、これだけは必要であらう、併し垢を洗ふには、水をかぶるよりは湯に入るがよろしい。その方は完全に目的を達するわけであるから、入湯するがよいといふ事で、右の禁忌の中で、今日は只湯に入るだけが、潔齋として残つたのである。

精神と形式

併し是等は何れとも形式外觀からのみの議論であつて、前の例の最後に擧げた、水の代りに湯を使ふといふことが、既に全體の誤を代表してゐる。成る程水を浴し瀧にかゝるといふは、身體の垢を取ることは相違なきも、それよりも更に重大なる目的がある。即ち冷水によつて肉體を刺戟し精神を緊張させる事である。湯に入つては、却て睡眠を催すことになつて、それこそ入湯して精神が緊張するといふやうな、科學的論據は何處にもあるまい。それは酒を飲んで酔ふなといふと同様である。こんな有様であるから、今日は既に禊とか祓とか鎮魂とかいふことは、精神的には勿論、行事の上でも殆ど亡びて了つてゐる。祭祀の根本精神たるべき此の三行事が、既にかくの如き有様であるから、祭祀全體が形式に墮するのは當然の事である。

祭祀を行ふ人は、まづ禊、祓、鎮魂の行事によつてまづ肉體の慾を捨て、精神の慾にも超越して人格を向上し、神格に達することをつとめ、神人合一の境地に進まざれば、眞の祭祀を行ふことは出来ぬ。それがなければ、祭祀は單なる形式だけを示すものとなつて仕舞ふ、元來形式と精神とは

合致したものでなければならぬ。精神なき形式は何の役にも立たぬと同時に、形式なき精神も亦用をなさぬのである。現在祭祀には幾多の形式があるが、其の形式が尊重されるのは、何故かといへば、それが只の形式には止まらないで、精神の伴ふた形式止むに止まれぬ精神の發動が、形式となつて表現されてゐるからである。例へば神前で二拜するのは、何故かといふに、一拜だけでは其の漲り溢れむとする信仰心を表現するには足りないからである。拍手をうつのも衷心からさうせねばゐられないから起つたことである。何處までも精神が本で、形式は其の自然の發露でなければならぬ。然るに其の精神を忘れ果てて、唯延喜式や貞觀儀式などに書いてある通りにやれば、それで祭祀であると心得てゐるが如きは、根本的に何たる間違であらう。

大嘗祭の精神

以上は一般の祭祀に就いて申したのであるが、大嘗祭は祭祀中の重大なる祭祀であるから、特に此の意義の重大である事を思はなければならぬ。其の一端を申せば、陛下がはじめから幾度となく稗も祓も遊ばさるゝが、最後の祓である廻立殿の小忌の御湯を召されてよりは、御めし物も一切生

絹をめされる、これまでは練衣であるのに、こゝからは成るべく人工の加へざる自然の物を召さるる意義であらうと拜せられる、御杵もこゝにてぬがせられ、御足袋のみにて大嘗宮に玉歩を運ばせらる。其の御道すぢに新らしき菅蓑を敷く、能く圖畫にもかいてある通り、前の侍従が展べて、後の侍従が巻いて行く。従つてのべ従つて巻くといふ有様で、陛下御一人のみ此の蓑を踏み渡り給ふので、其の他の人は劍璽を捧持する侍従といへども、一步も踏むことを許されない、それからまた陛下の御側には、菅蓋を奉侍した侍従が居る、後から御駢し申しあけるのである。これは妄りに人の眼に觸れることを御遮り申す爲であつて、此の時に御進みになる御有様は、もはや人としての御取扱ひではない、正に現津神としての御扱ひである、神靈を奉遷する即ち遷宮の場合の行事と、同様なる形式と拜察せらるゝのである。

それから悠紀主基の兩宮に御進みになつての召しあがる物は、どんなものかといふと、齋田で出來た新穀を炊いたものが、一番おもな物で、其の外は生物とか干物とか、數は色々ありますが、何れも極めて質素な物ばかりである、鮑の汁漬、海藻の汁漬などが、先づうまい物といへば言ふ位のことである。そして大嘗宮は何人も知つてをるやうに、茅の屋根に皮つきの松丸太の柱であり、近江

の蓆を以て壁の代りとし、草を以て御茵シトキとし、御縁なども、普通の家より低い位に張らして有る。御衣食住即ち御召しものといひ、御殿といひ、かくの如く極めて御質素に又神饌も大御食も、共に小量であるのは、いかなる譯であるか、御一代一度の大儀であるにも拘らず、かように御質素である、主たる理由は精神の極度に緊張といふことに存するのである。必需品以外はかゝる嚴肅なる儀式には不用であるから、極めて必要なものゝみに止められるのである。何人でも本當に緊張した時には、不用な贅澤品などを要求するものでない、例の大正十二年の災火にあつた時のことを回顧せば、能く其の有様がわかる。昨日までは自動車を驅り、豪奢を競ひ、五尺大の膳に珍肴佳味を並べて之を食し、金殿玉樓の中に起臥した人も、一夜にして皆これを失ひ、寝るに家なく、着るに衣なく、食するに物なし。此に至りては美食どころか、握りめしに澤庵二切にて満足し、絹布にくるまつてゐた人もケツト一枚に夜をあかし、金殿中あらし風に當つたこともない人も、數日間は處々に野宿したことは、御互に目撃し、實驗したところである。食物でも着物でも、不用な贅澤品などをほしがる時は、未だ眞に緊張した時とはいはれないのである。畏れながら大嘗祭の此の有様は、唯、消極的な御質素といふことにあらずして、緊張の極に達せられた御有様と申すべきであらうと

思ふ。國民が限りなき崇高幽玄の感にうたる、のは、實に此の點であつて、これは金裝燦爛、人目を眩し、豪奢を示して權威を誇る外國の戴冠式などとは非常な相違である。

◆國體の内容と大嘗祭の精神

質素さから來る精神の緊張、これこそは實に大嘗祭儀の精神の出發點であつて、こゝから進まねば眞の祭の精神が出て來るものではない。寒い思ひ苦しい思ひ不自由な思ひ、之を堪へ忍んでこそ、初めて精神が緊張し奮起し向上して、神人合一、神人不二の境地にも達し得るのであつて、飽食暖衣では、何事にも本當の精神が出て來るものではない。いたづら事眞似事に成つて了ふ。洵に此の境地こそ、大嘗祭に一貫したる精神であるといふべきである。それであるから大嘗祭の精神が、やがて我が國體の内容であり、大嘗祭の精神を知るといふことが、また眞に我が國體を理解する所以である。從來の我が國體を説くもの、大抵支那の王道を本としたもので、いくら力説しても王道以上には出づることが出來ないから、日本の精神の有る所を徹底して知らしむることも、また出來ないのである。支那の王道を軌範として、それ以上に出ないものならば、即ち匹儔のある道であつて

無比でもなければ絶対でもない、私が度々申すやうに聖人の理想した王道は、我が天皇道であらうと思ふが、實現したる王道は、それほどのものではない、我が世界無比の國體を説くに借用する價値はない、是れ皆大嘗祭の精神を知らない處から來るのである。だから日本國民たるものは、大嘗祭の精神を知ることが第一の必要な條件である。

要するに大嘗祭の精神は、天皇が緊張の極に達せられ、森嚴なる御心を以て、神人不二の御境地に進ませられ、其の神を奉祭遊ばさるゝ御心にて、國民に臨ませられるのであつて、大自然が何ものに對しても、平等なるが如く、我が天皇も亦大自然に合致遊ばされて、萬有の悉くに對し、一視同仁の思召で君臨せらるゝのである。世界無比の國體の基礎は、實に此に存するのである。此の精神は祭祀の精神を會得したものでないと分りにくい、そこで此の間の消息が説けないから、大嘗祭は報本反始だとか、大祀中の大祀であるとかいふやうな、抽象的な文字を弄して、唯形の上の大嘗祭、精神の伴はない大嘗祭を説いて足れりとしてゐるのである。

天皇御即位の時には、必ず高御座タカミクラに登らせられ、茲に内外に對して、御即位の事實を公宣したまふのであるが、天皇高御座に登らせらるれば、法皇といへども之を御子としては扱はせられず、御

祖宗の御延長として仕へ奉られる。これは正に形の上に於て、天皇が祖宗の御位の繼承者としての尊嚴を示させ給ふのであるが、大嘗祭にあつては、直ちに御祖宗に合致し、御祖宗そのまゝに現顯せらるゝのである。つまり御即位式は形に現はし、大嘗祭は其の精神の發露であつて、兩々相並んで、我が國體の特色といふべきである。

斯くの如くして、我が天皇は神代以來の大精神を御繼承遊ばされてあるから、外國の君主が國民に對して責任を負ふのとは、其の選を異にし、我が天皇におかせられては、皇祖皇宗に對しての御責任である。例へば明治維新の初めに明治天皇が五箇條の御誓文を發せられたといふのも、國民に示されたのではなく、皇祖皇宗に誓はせられたのである。それだから御誓文といふのである。度々繰返すが如く、我が國の天皇は宇宙を一貫する眞理の御主體であらせられる。即ち日本の皇道を發揮せさせ給ふ事は、宇宙の眞理の實現である。而して其の根本は大嘗祭にある。だから日本の國體を明かにせんがためには、先づ大嘗祭の精神を知るが肝要である。併し只形に現れた大嘗祭だけを研究してゐるのでは、いつまで経つても精神は出て來ない、いはゆる百年河清を俟つ類であらう。外觀的よりは内觀的、文獻よりも行事を研究し、何處までも主觀より主觀に入り、始めて此の世界

無二の祭祀の精神が知らるゝのである。

前に参考として擧げて置いた三神勅も、結局は大嘗祭の精神と合致すべきものであつて、要は神人不二の境地から、天皇は政をきこしめされ、國民はそれに神習ひて、其の文化に歸入し、上下一體となつて、皇運を扶翼し奉り、相互に現世を禮讚し謳歌して、此の世をして天國たらしむるのが我が國體の理想である。

● 結 論

顧みて我が國現在の有様を見れば、政治に外交に財政に教育に思想に宗教に、殆どいふに忍びざる状態にある。是れ皆國民が國體觀念に通曉せざるが爲である。國體觀念に明かならば、政治もかくまでは墮落すまい。外交も中正を得たであらう。教育も思想も危機に瀕するやうなことはなかつたらう。滔々として今日の風教の頹廢したのは、全く國體を忘れたる結果に外ならぬ。學者も教育家も、政治家も、共に國體觀念を輕視したのである。兩三年前から、國體觀念の養成と、思想問題とが教育界の二大問題だといつて居るが、是れらも國體に明徴でないから、こんな事をいふのであ

る。國體觀念と思想問題とは、二つでない。國體觀念に明らかならば、今日の思想問題などに迷惑して居る筈がない。立ち處に解決せらるゝ譯である。又現内閣でも、國體觀念を明徴にする事と、財政緊縮問題とを、別々に考へて居るやうであるが、これも一つであつて二つではない。國體觀念が明かであつて、精神が緊張すれば、其の結果として、すべてのことが緊縮するのが當然である。緊縮は原因にあらずして結果であるから、實は緊縮を表かんばんとするよりは、總理大臣も大藏大臣も、總が、りで精神作興に全力を注ぐのが、今日の最大急務であらう。國體觀念に通曉し、精神にして作興せは、緊縮の結果を得ることは火を見るよりも明かである。國體觀念に明かならば、輕佻不薄ではいけない、放縱奢侈も禁物である。質實剛健でなければならぬ。かくの如く何處までも國體觀念が國民の間に明徴になれば、今日我が國の難問題としてある、思想國難も財政國難も政治國難も一切の事が解決するであらうと思ふ。いろ／＼申上げて見たいと思ふことが多いが、あまり永くありませんからこれで失禮します。

—〔昭和四年十一月講演〕—

日本皇政會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ日本皇政會ト稱ス
第二條 本會ハ欽定憲法ノ眞義ヲ闡明シ惟神ナル天皇政治ノ實行ヲ期スルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ本部ヲ東京市小石川區駕籠町二百三十七番地ニ置キ支部ヲ各地方ニ設ク

第二章 組 織

- 第四條 本會ハ日本臣民ニシテ本會ノ目的主旨ニ賛シ之ガ貫徹ニ衝ル會員ヲ以テ組織ス

第三章 役 員

- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、理事 長 一 名
二、理 事 若干名
三、願 問 若干名
但シ名譽總裁及名譽會長ヲ置クコトヲ得

- 第六條 理事ハ本會創立發起人タル同人ヲ以テ之ニ任ズ
- 第七條 顧問ハ理事會ノ推薦ニヨリ廣ク全國内ノ同志中ヨリ舉クルモノトス
- 第八條 理事ハ總テ本會事業ノ全般ヲ處決執行スルモノトス、但シ外部ニ向ツテハ理事長之ヲ代表ス
- 第九條 顧問ハ本會ノ諮問ニ應スルモノトス
- 第十條 理事ハ理事會ノ決議ヲ以テスルノ外如何ナル事情アルモ辭任スルコトヲ得ズ

第四章 會 議

- 第十一條 本會ハ毎年一回本部所在地ニ於テ總會ヲ開キ目的達成ノ爲メ時宜ニ適スル宣言決議ヲ爲シ之ヲ一般社會ニ發表ス
- 第十二條 本會ハ適宜理事會ヲ開キ會務ヲ協議ス
- 第十三條 本會ハ隨時顧問會ヲ開キ會是遂行上ニ關スル諮問ヲ爲ス、但シ顧問會ハ文書往復ノ形式ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得

第五章 事 業

- 第十四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、圖書ノ出版

- 二、政治ノ研究
 - 三、講演會、講習會
 - 四、武道ノ練習
 - 五、事業部ノ設置其他理事會ノ決議ニ依ル各種ノ事業
- 第十五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ各地方ニ支部ヲ設ク
 - 第十六條 支部長ハ支部所在地ノ會員中ヨリ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 - 第十七條 支部長ハ支部内ニ於ケル會務ヲ管掌ス
 - 第十八條 支部會ニ必要ナル規定ハ當該支部會ニ於テ適宜之ヲ草シ本部ノ承認ヲ受ケタルモノニ依ル
 - 第十九條 支部長ハ毎月所管支部ニ於ケル會務執行其他巨細ヲ本部ニ報告スル義務ヲ負フ
 - 第二十條 前數條ニ掲ケタル事業ノ外各般ノ業務ノ創設移轉擴張其他ニ關スル細則ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第六章 會 計

- 第二十一條 本會ノ會計年度ハ曆年度ニ據ル
- 第二十二條 本會ハ會員ヨリ一定ノ會費ヲ徵收セズ、但シ會ノ經費ハ總テ任意贊助金品ニ依リ充用スル外事業部ノ收益金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 本會事業部ノ收益金ハ理事會ノ考查ヲ經テ本會經費中ニ繰入ル、モノトス、但シ剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ積立金トス

第二十四條 支部維持費及經費ハ當該支部ノ獨立會計トス、但シ時宜ニヨリ本部ヨリ其一部ヲ支給スルコトアルベシ

第二十五條 本會ノ收支ハ毎年度末ニ決算ヲ爲シ之ヲ翌年二月ノ會報ニ發表報告スルモノトス

第七章 附 章

第二十六條 本會ハ會員相互ノ親睦連絡ヲ保ツ爲メ一定ノ會員章ヲ交附ス

第二十七條 本會々員ニ對スル待遇方法ハ理事會ニ於テ別ニ定ムル處ニ據ル

第二十八條 本會々員ニシテ公共ノ爲ニ盡シ又ハ衆人ノ模範タルヘキ者ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス

第二十九條 本會々員ニシテ本會ノ體面ヲ汚瀆シ又ハ自己ノ名譽ヲ失墜セル者アルトキハ理事會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルベシ

第三十條 本會々員ハ必要ヲ認メタル場合理事會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十一條 本會ハ惟神ナル皇政教化團體トシテ永久存続スルモノトス

以上

昭和六年十二月十一日 印刷
昭和六年十二月十六日 發行

【非賣品】

編輯兼 發行者 伊 藤 彰 道
東京市淺草區田島町二〇

印刷者 福 岡 一 郎
東京市下谷區御徒町二ノ二四
電話下谷四三五五番

東京市小石川區駕籠町二三七

發行所

日本皇政會事業部

電話大塚一〇三七番
振替東京二七九五六番

【所 刷 印 堂 壽 福】

終

